

墨田区消費者ニュース

平成30年2月発行 第135号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



若者に急増中！ こんな消費者トラブル☹️



成人を迎えた皆さん！これからは自らの責任で、自由に契約ができるようになる反面、契約でトラブルになった場合の責任は皆さん自身が負うこととなります。

以下は、巻き込まれやすいトラブルの相談事例です。

事例①

スマートフォンで SNS を見ていたところ、相談にのるだけで 30 万円もらえるという副業サイトを見つけ会員登録したが、詐欺サイトという書き込みがあった。



事例②

無料脱毛のチケットをもらい出かけたクリニックで、高額な全身脱毛を契約してしまったが、解約したい。

事例③

インターネットで見つけた芸能事務所のオーディションに合格し、事務所と契約したところ、芸能スクールに通うための高額な入学金や月謝を要求された。

- 軽い気持ちで契約しない。
- 契約をせかされてもその場で契約しない。
- 儲け話は信じない。
- お金がなければ契約しない。
- 困ったら消費生活センターに相談する。

消費者トラブルに
巻き込まれないための
アドバイス



『お笑いで悪いヤツらをぶっとばせ！』
ネタ動画公開中！



※東京くらしWEBのサイトにアクセスします。

動画で見た「1億円儲かる」という話を信じたら ～ご注意！情報商材に関する相談が増加しています！～

【相談事例】

半年前、インターネット上の動画配信で「この手法を使えば仮想通貨で1億円儲かる」とうたう広告に興味を持ち業者のホームページを調べた。そこに「入会金30万円を払って会員になれば、1億円儲かる手法について具体的に説明している動画を3か月間いつでも視聴できる。」と書いてあった。ネットから入会の申し込みをして、30万円を振り込んだ。動画で紹介されていた手法を実践したが、儲かるどころか損をしてしまった。業者の所在地や電話番号などは分からない。メールで業者に30万円を返金してほしいと求めたが返信がない。業者のサイトには「解約や返金には応じない。利益や効果については保証していない。」と書いてあった。

【アドバイス】

インターネットで販売されている儲け方などに関する情報を「情報商材」と呼びます。情報商材の広告は「誰でも簡単に儲かる」と強調していることが多く、稼ぎたいという消費者心理につけこみます。申し込んでみたものの内容が難し過ぎたり、逆に誰でも知っている情報だったり期待していた内容と大きく異なったなどの相談が多く寄せられています。

事例のように業者の所在がわからないと交渉はできません。仮に所在がわかったとしても「既に情報は提供している」と言われて、解約・返金の交渉が難しい場合が多く見受けられます。

簡単に儲かるおいしい話はありません。契約する前に冷静に考え安易に契約することはやめましょう。

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

— まずは電話でご相談ください —
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

